

災害時避難行動要支援者 登録制度について

災害時避難行動要支援者登録制度とは、災害発生時に自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある方が、避難行動要支援者名簿に登録していただく制度です。名簿に登録をすることで、地域で情報が共有され、災害時の情報伝達や避難誘導等が迅速・的確にできる体制づくりを目的としています。

避難行動要支援者名簿に掲載となる方

次のいずれかに該当する方のうち、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難（家族等の介助により避難に支障がない方を除く。）で、それらの支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を関係機関へ提供することに同意した在宅の方を対象とします。

高齢者	<ul style="list-style-type: none">・要介護3～5・75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
障がい者	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1級・2級・療育手帳(A)・A・精神障害者保健福祉手帳1級

※その他、災害時の支援を必要とし、名簿への掲載を希望する方

登録申請について

登録申請書に必要事項を記入し、健康福祉課窓口または、担当区域の民生委員へ提出してください。登録申請書は、健康福祉課配布をしております。また、町のホームページからもダウンロードできます。

※登録された方の情報は、消防組合や警察署などの関係機関のほか、民生委員や各区の自主防災組織等に提供しますが、支援活動に関すること以外には利用しません。

登録にあたって

災害時における避難行動要支援者の支援は、支援する側のボランティア精神に基づくものであるため、被害の状況によりますが、地域の皆様のご協力により、できる範囲内での支援となります。

認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指して

越生町では認知症の方やそのご家族の方々が安心して生活できるよう、次のような取り組みをしています。ぜひご活用ください。

◇越生町認知症高齢者等SOSネットワーク事業

徘徊のおそれのある認知症の方が、行方不明になった場合及び行き先がわからなくなった場合に、地域の支援を得て早期発見できるようにするための支援方法です。

ご本人やご家族の申請により、事前に登録します。ご家族等から行方不明の連絡を受けた場合、事前に登録をいただいた情報を関係機関と共有し、早期発見ができるように支援しています。

※利用の際は、事前の登録が必要です。地域包括支援センターまでご連絡ください。

対象者：町内に在住する65歳以上の認知症高齢者等で徘徊行動により行方不明となるおそれのある方

◇越生町徘徊高齢者等見守りシール交付事業

「見守りシール」とは、家族や保護者が登録した情報を携帯電話などで読みとることのできるQRコードが印字されたシールです。見守りシールを所持した高齢者等が徘徊した時に、発見者が見守りシールを読みとると、インターネット上の伝言板を利用し、ご家族等の保護者に通知が届く仕組みになっています。早期発見から、安全に早期解決へと導くサービスです。

※利用の際は、事前の登録が必要です。地域包括支援センターまでお問い合わせください。

対象者：町内に在住しており、次のいずれかに該当するもの。

- ①越生町認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録している方
- ②在宅で生活し、徘徊行動のおそれのある65歳以上の高齢者の方



◇認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見、早期治療につなげることができるよう支援するチームです。認知症サポート医、保健師、社会福祉士等保健医療福祉の専門職で訪問、面接等をし、適切な医療や介護サービスの早期利用につなげることができるよう支援します。

対象者：1. 認知症の確定診断を受けていない方 2. 継続的な医療サービスを受けていない方
3. 介護保険サービスに結びついていない、または中断している方
4. 認知症の症状が強いため、対応に困っている方

◇オレンジカフェ

認知症の方、認知症のご家族の方、地域の方などが集まり、気軽にお話を楽しむ場所です。当事者の方同士でお話ができる機会となります。途中参加、途中退席も可能です。お気軽にご参加ください。

①会場：里の駅おごせ

日時：毎月第2金曜日 午後1時30分～2時15分

②会場：デイサービス松風

日時：毎月第3日曜日 午後1時30分～2時30分

※おごせ福祉作業所は現在休止中です。

☎地域包括支援センター ☎292-5505